

市町村不妊治療助成実施状況一覧

令和5年10月1日現在

No.	市町村名	実施	一般 不妊治療	特定 不妊治療	男性 不妊治療	開始時期	助成対象治療 (保険適用)	助成対象治療 (保険適用外)	助成対象治療(検査)詳細(現状)	助成額(1年度)	助成期間	妻の年齢制限の有無	婚姻関係	所得制限	滞納の有無	居住年数	備考
参考	山梨県	実施	不妊症・不育症検査			R1.7.1	○	○	・不妊症又は不育症かどうかを診断するために実施した検査(先進医療として告示されている保健適用外の不育症検査を除く) ※夫婦両方で受けた検査、夫婦の一方のみが受けた検査のどちらも助成対象 ※不育症検査については、①妻に2回以上の流産もしくは死産、又は早期新生児死亡の既往がある、②医師に不育症の疑いと診断される、のいずれかに該当	・2万円を上限(検査費用の自己負担分を助成) ※保険適用の有無は問わない。 ※文書料等、直接検査に関係のない費用は対象外	・夫婦1組につき不妊検査及び不育症検査それぞれ1回限り ・夫または妻の検査開始日のいずれか早い日から1年以内の検査が対象	検査開始日における妻の年齢が43歳未満であること	法律婚、事実婚の両方が対象。	なし	規定無し	年数規定は無し。夫婦の一方又は双方が申請時に県内に住所を有していること。	・検査開始日における妻の年齢が43歳未満であること。 ・他の事業による助成を受けている場合は助成対象外
参考	山梨県	実施	不育症検査(先進医療)			R3.4.1	-	-	・先進医療として告示されている保険適用外の不育症検査 ※2回以上の流産又は死産の既往があること ※不育症検査に係る先進医療を実施する保険医療機関として届出を行っている又は承認されている医療機関で対象となる検査を受けたこと	・検査に要した費用の7割に相当する額。 ・6万円 6万円を上限 ※文書料等、直接検査に関係のない費用は対象外	助成期間の規定はなし。 助成回数の上限なし。	なし	規定無し	なし	規定無し	年数規定は無し。申請時に県内に住所を有していること。	・他の事業により助成を受けている場合は、検査費からその助成額を除いた額を限度とする。
参考	山梨県	実施	不育症治療			H27.4.1:施工 H28.1.20 保険適用内外 R2.4.1助成要件の緩和 R3.3.29所得要件撤廃、事実婚対象	○	○	・不育症治療(ヘパリンを主とした治療等。保険適用・適用外問わず)	・自己負担した治療費の2分の1。	・期間制限なし ・回数上限なし	なし	法律婚、事実婚の両方が対象。	なし	規定無し	年数規定は無し。夫婦の一方又は双方が申請時に県内に住所を有していること。	・他の事業により助成を受けている場合は、治療費からその助成額を除いた額を限度とする。 ・高額療養費及び保険者からの附加給付等がある場合は、これを控除する。
参考	山梨県	実施	不妊治療費(先進医療)			R5.9.1	×	○	保険診療で実施された体外受精・顕微授精と併用して行われた先進医療として告示されている治療 ※先進医療を実施する保険医療機関として届出を行っている又は承認されている医療機関で対象となる治療等を受けた場合に限り。 ※保険診療とは別に単独で先進医療を実施した場合や保険診療外で受診した体外受精・顕微授精と併せて実施した先進医療は助成の対象とはなりません。	対象となる治療に要した費用の7割に相当する額。 助成上限額は21万円です。	保険適用と併用して実施した先進医療への助成のため保険が使用できる回数まで	治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること	法律婚、事実婚の両方が対象。	なし	規定無し	年数規定は無し。夫婦の一方又は双方が申請時に県内(甲府市除く)に住所を有していること。	・不妊治療に係る先進医療を実施する保険医療機関として届出を行っている又は承認されている医療機関で対象となる治療を受けたこと ・保険診療で体外受精・顕微授精を受診し、不妊治療に関する先進医療を併用して受診していること ・助成対象となる費用について、他の地方公共団体及び当県の他の助成事業等で助成を受けていないこと。 ・卵胎が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合は、助成対象外
1	甲府市		○	○	○	R4.7.1開始 (R4.4.1適用)	○	○ ※先進医療	・保険診療として受けた一般不妊治療や生殖補助医療 ・生殖補助医療の一環として受けた男性不妊治療 ・保険適用の治療と併用して受けた先進医療	年度の制限無し。 ・保険診療として受けた一般不妊治療や生殖補助医療は、16万円を上限。 ・男性不妊治療を行った場合は、16万円を上限に上乗せ。 ・保険適用の治療と併用して受けた先進医療は、15万円を上限。 ※個室使用料、文書料等の直接検査に関係のない費用は対象外	助成期間の規定はなし。 助成回数の上限なし。	なし	法律婚、事実婚の両方が対象。	なし	市税等を滞納していない夫婦	・申請時に、夫婦二人とも1年以上継続して市内に住所がある夫婦 ※他の市町村で住民税が課税されている場合は、対象外。 ※他の市町村に住所がある方でも、甲府市の住民税が課税されている場合は対象。	・他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を控除した額を限度とする。 ・高額療養費及び保険者からの附加給付等がある場合は、これを控除する。
			不育症治療			H30.4.1開始 R2.4.1助成要件の緩和 R3.3.23所得要件撤廃、事実婚対象	○	○	・不育症治療(ヘパリンを主とした治療等。保険適用・適用外問わず)	・自己負担した治療費の2分の1(上限なし)	助成期間の規定はなし。 助成回数の上限なし。	なし	法律婚、事実婚の両方が対象。	なし	市税等を滞納していない夫婦	・申請時に1年以上継続して市内に住所がある夫婦(夫婦のどちらか可)	・他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を限度とする。 ※山梨県からの助成額は控除しない。 ・高額療養費及び保険者からの附加給付等がある場合は、これを控除する。
			不育症検査(先進医療)			R3.6.30開始 (R3.4.1適用)	-	-	・先進医療として告示されている保険適用外の不育症検査 ※2回以上の流産又は死産の既往があること ※不育症検査に係る先進医療を実施する保険医療機関として届出を行っている又は承認されている医療機関で対象となる検査を受けたこと	・検査に要した費用の7割に相当する額。 ・6万円を上限 ※文書料等、直接検査に関係のない費用は対象外	助成期間の規定はなし。 助成回数の上限なし。	なし	規定無し	なし	市税等を滞納していないこと	年数規定は無し。申請時に市内に住所を有していること。	・他の事業により助成を受けている場合は、検査費からその助成額を除いた額を限度とする。
2	韮崎市	実施	○	○	○	H16.4.1:特定不妊治療 H28.4.1:一般・男性不妊治療	○	○	・特定不妊治療(体外受精又は顕微授精) ・一般不妊治療 ・男性不妊治療(特定不妊治療に至る過程の一環として行われる手術)	特定不妊治療:1年度内に20万円まで 男性不妊治療:1年度内に5万円まで	通算5年間	なし	法律婚、事実婚の両方が対象。	なし	市税等を滞納していないこと	本人か夫またはパートナーのいずれかが、継続して1年以上居住	各種保険法、国又は地方公共団体が負担する額を対象費用から控除する。
3	南アルプス市	実施	○	○	○	H17.4.1	○	○	・一般・特定不妊治療 ・男性不妊治療(不妊治療に至る過程の一環として行われる手術)	一年度の制限なし。治療に要した費用の自己負担額の2分の1で10万円を上限	期限なく通算10回まで	なし	法律婚、事実婚の両方が対象。	なし	市税等を滞納していない方	市内に1年以上住所がある方	医療保険や他の制度により給付金を受けた場合は、治療費自己負担額からその助成額を除いた額の2分の1を助成。
4	北杜市	実施	○	○	○	H18.4.1:特定 R2.4.1:一般 R2.4.1:男性不妊治療	×	○	・特定不妊治療(体外受精、顕微授精) ・一般不妊治療(人工授精) ・男性不妊治療(特定不妊治療に至る過程の一環として行われる手術)	特定不妊治療:1回の治療費の自己負担額に2分の1を乗じた額で10万円を上限。男性不妊治療を行った場合は5万円を限度に上乗せ。 一般不妊治療:1年度につき5万円を上限。	特定不妊治療・男性不妊治療:通算6回(但し、初回治療開始時の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合は通算3回)以内 期間制限なし 一般不妊治療:初めて申請した日が属する年度から翌々年度まで	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満	法律婚、事実婚の両方が対象。	なし	有(市税を滞納していないこと)	夫婦の一方又は双方が市内に1年以上継続して住所がある方	特定不妊治療を受ける者は県助成事業の決定通知が必要となり、県助成事業の対象となる治療が対象。また、他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を対象とする。 令和5年度をもって、本事業終了

No.	市町村名	実施	一般 不妊治療	特定 不妊治療	男性 不妊治療	開始時期	助成対象治療 (保険適用)	助成対象治療 (保険適用外)	助成対象治療(検査)詳細(現状)	助成額(1年度)	助成期間	妻の年齢制限の有無	婚姻関係	所得制限	滞納の有無	居住年数	備考	
5	甲斐市	実施	○	○	×		○	○	・H18.4.1:特定 ・R2.4.1:一般 R3.3.30:助成対象要件の緩和(令和3年1月1日以降に治療終了)	・1回につき10万円を上限(特定) ・1回につき5万円を上限(一般) ・特定不妊治療を県外医療機関で受けた場合のみ1回につき一律2万円	・特定:助成回数:通算6回(初回助成の治療開始時の妻の年齢が40歳以上の場合には3回)以内。 ・一般:助成回数:1年度につき申請は1回。1人合計3回(3年度分)。 ・助成期間:なし ・特定不妊治療及び一般不妊治療の助成を受けた後、出産した場合、これまで受けた助成回数をリセットすることができる。※リセット後に初めて助成を受ける際の治療開始時における妻の年齢で再決定する。	なし	法律婚、事実婚の両方が対象。	なし	市税を滞納していない夫婦	1年以上	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を限度とする。	
6	中央市	実施	○	○	○		○	○	H19.4.1 H27.4.1:男性不妊治療 H29.4.1:一般不妊治療	1年度2回。医療費の自己負担額の2分の1で1回の治療につき10万円を限度。(男性不妊治療に要した医療費の自己負担額の2分の1で1回の治療につき限度額5万円を上乗せする。)	通算5年間	なし	法律婚が対象	なし	市税等を滞納していないこと	申請日において、夫婦のどちらかが1年以上住民であること	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を対象とする。	
7	昭和町	実施	○	○	○		×	○	H19.7.1:特定不妊治療 R3.4.1:一般不妊治療、特定不妊治療助成要件一部改正 R4.4.1:助成対象条件の一部改正	・特定不妊治療 ・一般不妊治療 ・先進医療 ※凍結保存料は含まれない	1年度2回まで。医療費の自己負担額の2分の1(100円未満は切捨て)で、1年度に20万円を上限。	・期限なし ・助成回数は10回まで	なし	法律婚、事実婚が対象	なし	町税等の滞納がないこと	夫婦のどちらかが1年以上住民であること	・他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を対象とする。 ・申請期限は治療終了日から1年とする。
8	山梨市	実施	○	○	○		○	○	H20.4.1:不妊治療費助成事業 R4.4.1:妊活応援事業(不妊治療費、不育症治療費、不妊症・不育症検査費助成)	R4.3.31までの不妊治療費助成について R4.4.1以降の妊活応援事業について 不妊治療全般、不育症治療、不妊症・不育症検査	R4.3.31までの不妊治療費助成について ・治療の自己負担額の2分の1、住民税非課税世帯および均等割課税世帯は3分の2を助成(限度額は15万円) ・助成の対象となる治療の期間は、申請する年度およびその前年度、前々年度に行った治療が対象。 R4.4.1以降の妊活応援事業について ・不妊治療は30万円、不育症治療は15万円、不妊症・不育症検査は5万円を年度の上限に助成する。	R4.3.31までの不妊治療費助成について ・1年度1回とし、通算7年間 R4.4.1以降の妊活応援事業について ・治療や検査が行われた日の属する年度の翌年度末まで ・助成回数の制限はなし	なし	R4.3.31までの不妊治療費助成について 1年以上戸籍上の夫婦であること R4.4.1以降の妊活応援事業について ・法律婚・事実上婚姻関係にあること	なし	有	夫婦の両方またはどちらかが1年以上住民を有する	他の助成事業や制度で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を対象とする。
9	笛吹市	実施	○	○	○		○	○	H19.4.1	不妊治療全般	1年度2回、1回につき不妊治療に要した自己負担額の2分の1とし、10万円を上限。	通算5年間	なし	法律婚が対象	なし	あり	夫婦として1年以上	医療保険各法又は他の制度による給付を受けた場合は、自己負担額(治療費)からその額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。
10	甲州市	実施	○	○	○		○	○	H18.4.1	・一般不妊治療 ・生殖補助医療 ・男性不妊治療(不妊治療に至る過程の一環として行われる手術)	治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし、15万円を上限 ※凍結保存料は対象外 ※文書料等の直接治療に関係のない費用は対象外	通算6回	なし	法律婚	なし	市税等を滞納していないこと	夫婦のいずれかが継続して1年以上住所を有する	医療保険各法や制度による療養費の給付を受けた場合は、その額を控除した額の2分の1か上限15万円を助成する。
11	市川三郷町	実施	○	○	○		○	○	H20.4.1	不妊治療(全般)	1年度1回、自己負担額の2分の1とし、20万円を上限	通算5年間	なし	法律婚のみ(事実婚は対象外。)	なし	町税等を滞納していないこと	申請前1年以上継続して住所を有し、居住	医療保険各法や他の制度により給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
12	早川町	未実施	×	×	×													
13	身延町	実施	○	○	○		○	○	H21.4.1	不妊治療全般	1年度1回、50万円を上限	通算5回	なし	戸籍謄本等により婚姻の確認ができる夫婦が対象。	なし	夫婦共に町民税等の滞納がないこと	夫婦共に申請日前1年以上前から引き続き町内に居住	医療保険各法や他の制度により給付を受けた場合はその額を控除した額とする。
14	南部町	実施	○	○	○		○	○	H21.4	不妊治療(全般)	夫婦間の治療であり男性の不妊治療と併せて自己負担額の2分の1、年間20万円を限度額とし1年度1回	通算5年間	なし	法律婚	なし	夫婦ともに町民税等の滞納がないこと	申請日から1年以上前から引き続き南部町内に居住	夫婦間の治療に限る。代理出産、第3者からの精子、卵芽の治療は不可。各種保険法、国又は地方公共団体が負担する額を対象費用から控除する。
15	富士川町	実施	○	○	○		○	○	H20.4.1	不妊治療	1年度1回、自己負担額の2分の1とし、20万円を上限	通算5年間	なし	法律上婚姻しているもの	なし	なし	夫婦どちらかが申請前1年以上継続して住所があること	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
16	富士吉田市	実施	○	○	○		○	○	H21.4.1	一般不妊治療(ホルモン療法、タイミング法、人工授精)・特定不妊治療(体外受精、顕微授精)等の不妊治療に係る治療費、検査料、直接治療に必要な凍結保存料等	1年度2回、1回につき10万円を上限	通算10回 (1年度に2回まで申請可)	なし	法律婚が対象	なし	有(市税完納)	1年以上居住	不妊治療を行った夫婦のいずれか又は双方が対象 他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。

No.	市町村名	実施	一般 不妊治療	特定 不妊治療	男性 不妊治療	開始時期	助成対象治 療 (保険適用)	助成対象治 療 (保険適用外)	助成対象治療(検査)詳細(現状)	助成額(1年度)	助成期間	妻の年齢制限の有無	婚姻関係	所得制限	滞納の有無	居住年数	備考
17	都留市	実施	○	○	○	H21.4.1:特定 H28.4.1:一般 R4.4.1:不育症 R5.4.1:特定に先進 医療を追加	○	○	・特定不妊治療(先進医療含む) ・一般不妊治療 ・不育症治療	・特定不妊(1回につき15万円を上限) ・一般不妊(1年につき10万円を上限) ・不育症(1回の妊娠期間につき1回、10万円を上限)	・特定不妊治療は通算6回(妻の治療開始時の年齢が40~42歳又は43歳以上で医師が治療の必要性を認めた場合は3回)。 ・一般不妊(年齢制限なし) ・不育症(年齢制限なし)	・特定不妊(年齢制限なし) ・一般不妊(年齢制限なし) ・不育症(年齢制限なし)	法律婚、 事実婚の 両方が対 象。	なし	なし	夫婦のいずれか又は双方 が申請前に3か月以上市 に住所を有していること	先進医療を含む申請時には県の助成事業の決定通知が必要。 他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額とする。
18	大月市	実施	○	○	○	H16.4.1	○	○	不妊治療(全般)	1年度30万円を限度	なし	なし	法律婚	なし	市税など滞納 していないこと	1年以上戸籍上の夫又は 妻が住民票を有する	他の助成事業で給付を受けたまたは、受けられる場合は、その額を控除した額とする。
19	上野原市	実施	不育症治療			H28.4.1:不育症	×	○	不育症治療	不育症:1回の妊娠期間の治療につき1回、1回につき10万円を上限	不育治療:制限なし	なし	法律婚、 事実婚の 両方が対 象。	なし	市税等を滞納 していないこと	治療日現在と申請日現在 において1年以上夫婦の いずれかが市に居住して いること	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を限度とする。
20	道志村	実施	○	○	○	R5.4.1 ※経過措置として、 令和5年3月31日以前 に治療を開始したもの については、改正前の 道志村不妊治療費助成 事業要綱の規定を適用 する。 H23.4.1	○	○	保険診療として受けた一般不妊治療や生殖補助医療、生殖補助医療の一環として受けた男性不妊治療	年度の制限無し。 ・保険診療として受けた一般不妊治療や生殖補助医療は、16万円を上限。 ・男性不妊治療を行った場合は、16万円を上限に上乗せ。 ※個室使用料、文書料等の直接検査に関係のない費用は対象外	助成期間の規定はなし。 助成回数の上限なし。	なし	法律婚、 事実婚の 両方が対 象	なし	有(村税完 納)	・申請時に、夫婦二人とも 1年以上継続して村内に住 所がある夫婦 ※他の市町村で住民税が 課税されている場合は、対 象外。 ※他の市町村に住所があ る方でも、道志村の住民 税が課税されている場合 は対象。	・他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を控除した額を対象とする。 ・高額療養費及び保険者からの附加給付等がある場合は、これを控除する。 ・保険外診療(先進医療を除く)のみで行う不妊治療や、保険診療と保険外診療(先進医療を除く)を組み合わせる混合診療による不妊治療は助成の対象外
21	西桂町	実施	○	○	○	H28.4	○	○	一般・特定不妊治療	不妊治療 1年度に1回・1回につき20万円上限 男性不妊治療 1年度に1回・1回につき10万円上限	通算5年	なし	法律婚の み	なし	夫婦が町税 等を滞納して いないこと。	夫婦が1年以上居住	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
22	忍野村	実施	○	○	○	H25.4.1	○	○	不妊治療	1年度に1回・1回につき10万円上限	年度1回かつ5回を限度	なし	法律婚の み該当	なし	有	夫婦のどちらかが1年以 上居住	他の制度による助成を受けた場合は、その受けた額を控除した額を対象とする。
23	山中湖村	実施	○	○	○	H27.4.1	○	○	不妊治療	1回につき20万円上限	通算5年間	なし	法律婚の み	なし	有(夫婦が村 税等を滞納して いないこと)	申請を行う日の1年以上 前から夫婦が居住	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
24	鳴沢村	実施	○	○	○	H28.4.1:開始 H31.4.1:改正	○	○	・特定不妊治療(不妊治療のうち体外受精及び顕微授精) ・不妊治療費(不妊治療に係る治療費、検査料及び直接治療に必要な凍結保存料)	・年度で夫婦合わせて20万円を上限。 ・年度内の回数制限無し。 ・自己負担した治療費の2分の1。	・助成回数の制限なし。 ・夫婦で通算100万円まで。 ・治療の終了後1年以内に申請。	なし(令和6年2月改訂)	法律婚の み対象	なし	村税等を滞納 していないこと。 と。	夫又は妻が不妊治療を受 ける1年以上前から村内に 居住していること。	医療保険各法や他の制度により給付を受けた場合は、治療費からその額を控除した額の2分の1の額とする。
25	富士河口湖町	実施	○	○	○	H25.4.1:開始 H28.4.1:改正	○	○	・不妊治療(一般・特定) ・男性不妊治療(特定不妊治療にいたる過程の一環として行われる手術) ・不育症治療	・不妊治療 1年度1回、自己負担額の1/2 上限150,000円 ・男性不妊治療 1年度1回、自己負担額の1/2上限75,000円 ・不育症治療 1回の妊娠期間につき1回、自己負担額の1/2上限150,000円	通算5年間	なし	法律婚の み	なし	有(夫婦共に 町税等を滞納して いないこと)	申請日の1年以上前から 夫婦のどちらかが町に住 所がある方	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
26	小菅村	実施	○	○	○	H29.1.1~	○	○	不妊治療	1年度に1回、1回につき10万円を上限(通算5回)	通算5年間	なし	法律婚が 対象	なし	なし	申請書の提出日において 1年以上前から夫婦が村 内に居住し、住所を有して いる方	他の助成事業で給付を受けた場合は治療費からその助成額を除いた額を限度とする
27	丹波山村	実施	○	○	○	H28.4.1	○	○	不妊治療	1年度1回、1回につき10万円を上限	通算5年間	なし	法律上の 婚姻	なし	村税等を滞納 していない夫 婦	申請日の1年以上前から 村内居住し、住民票を有 する夫婦	医療保険各法や他の制度により給付を受けた場合は、治療費からその額を控除した額の2分の1の額とする。